不正軽油撲滅ＮＥＷＳ

№3　H19年3月発行

富山県不正軽油防止対策協議会
〒930-8501　富山市新総曲輪１-7
富山県経営管理部税務課内
TEL076-444-3178　FAX 076-444-3487

不正軽油は、
作らない、買わない、使わない

「不正軽油撲滅ＮＥＷＳ」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、情報をお寄せください。

皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります！

植物油（パーム油）などを混ぜた不正軽油製造者を告発！

千葉県は、石川県野々市町の石油製品販売会社および同社代表取締役らを、地方税法違反（軽油引取税）の疑いで、千葉地方検察庁へ告発しました。

同社は、千葉県内にある同社支店において、軽油に灯油や植物油（パーム油）を混和するなどして、炭化水素油約4,700キロリットルを製造していたとのことです。なお、自動車用燃料として植物油（パーム油）を利用した混和製造に係る告発は、全国で初めてのことです。

また、石川県は、同社が平成18年６月までの約１年間で４億円以上の軽油引取税を納めていなかったとして、金沢地方検察庁に告発しました。

バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）の取り扱いにはご注意を！

バイオディーゼル燃料とは・・・植物油（廃食油・パーム油・菜種油など）を、ディーゼルエンジンに使用するために化学処理した燃料

バイオディーゼル燃料は、軽油と比べてクリーンなエネルギーとして注目されています。

バイオディーゼル燃料を 100%で自動車の燃料として使用される場合には、軽油引取税は課税されません。しかし、**軽油などと混ぜて、自動車の燃料として使用する場合には、軽油引取税の課税対象**となってしまいます。

また、一部ではありますが、**バイオディーゼル燃料と称して、不正軽油の売り込みを行う業者がいる**との情報も入ってきています。

皆様方におかれましては、後々のトラブルを避けるためにも、**バイオディーゼル燃料を取り扱われる場合には、事前に総合県税事務所（TEL.076-444-4507）までご相談いただきますようお願いします。**

不正軽油の売り込みがあったとき、
不審なローリー車を見かけたときなどは、

「軽油１１０番」または
「総合県税事務所」までお電話を！

軽 油 １１０ 番 076-444-8110
総合県税事務所 076-444-4507